

建設水道委員会会議録

1. 開催年月日

平成25年12月10日 開会 9時58分 閉会 10時29分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

簀戸利昭 三輪順治 柳井一徳 惣台己吉
大滝文則 藤原清和

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長 宮地俊則

(2) 副議長 上野安是

(3) 説明員

副市長 三宅生一 建設経済部長 田邊義博

水道部長 笠行眞太郎 建設経済部次長 川田純士

水道部次長 森本謙一 商工観光課長 武田吉弘

農林課長 谷昌彦 芳井支所長 笹井洋

美星支所長 金高常泰 上水道課長 藤代旨弘

都市建設課参事 加賀洋一 上水道課参事 田中伸廣

下水道課参事 妹尾福登 上水道課長補佐 吉本泰人

下水道課長補佐 飛田圭三 都市建設課主幹 田中大三

総務課参事 山下浩道

(5) 事務局職員

事務局長 川上勝三 事務局次長 岡田光雄

主任 藤井隆史

6. 傍聴者

(1) 議員 河合謙治、荒木謙二、三宅文雄、井口 勇、森本典夫

(2) 一般 0名

(3) 報道 0名

7. 発言の概要

委員長（簀戸利昭君） それでは、皆さんおはようございます。

ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをお願いします。

副市長（三宅生一君） 皆さんに、改めまして、おはようございます。

先週から議会開会ということで、3日間にわたりまして一般質問ということで、皆様方には非常にお疲れのことと思います。なおかつ、昨日は議案審議、予算決算委員会、また全員協議会、3本の計画についていろいろなご意見を賜り、ありがとうございました。引き続きまして、本日この建設水道委員会を開催いただき、多用の中、ご出席、お集まりいただきました。本当にありがとうございます。

この委員会に付託されております事案であります、条例案件が5件、それから事件案件1件ということでございます。皆様方には慎重に審議をいただき、なおかつ適切なご決定を賜りたいというふうに思っております。

なお、お手元に市議会定例会報告事項という資料をつけさせていただいております。後ほど、お目通しのほうよろしくお願ひ申し上げたいと思います。本日はどうぞよろしくお願ひします。

〈議長あいさつ〉

〈議案第71号 井原市営住宅条例の一部を改正する条例について〉

委員（三輪順治君） 1件だけ、ちょっとご説明をお願いしたいと思います。

附則のところで、施行日が来年の1月3日からになっておりますが、特に理由があればお知らせください。

建設経済部次長（川田純士君） もとの法律の施行日が1月3日ということでございまして、これに合わせて条例も1月3日の施行ということにしております。

委員（三輪順治君） わかりました。

委員（藤原清和君） 本会議では、清迫と余田の住宅は廃止するということをおっしゃったけども、跡のほうの活用はどういうふうになるんじゃないだろうか、そのことをちょっとお聞きしたいんですが。

建設経済部次長（川田純士君） 現在、市営住宅の長寿命化計画を策定中でございまして、基本的には建てかえ、もしくは用途廃止というふうなことになろうかと思っております。今後、検討をいたします。

委員（藤原清和君） 建てかえもしくは用途廃止ということになると、用途廃止になりま

したら、今ある建物はなくしてしまっただけで廃止するんですから、あと更地になったままの状況で置いておくということになるのでしょうか。

建設経済部次長（川田純士君） 今までも、今回の清迫住宅、余田住宅については、順次、耐用年数が過ぎておりますので危ないというようなこともありまして、退去をされた場合には除却をしております。今現在も、空き地であるということですが、今後先ほど申しました計画の中でどういうふうに具体的にしていくかということを決めていきたいと考えております。

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第72号 井原市水道事業給水条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第73号 井原市簡易水道条例の一部を改正する条例について〉

委員（大滝文則君） 昨日もいろいろ質問があったんですけど、1点だけちょっと質問をいたします。

この水道料金の改定については、8%の消費税が移行するということで、小数点が入ることになって、いろいろきのうもありましたけども、来年度の消費税の改正の後に消費税が10%になるというような話もあります。そういったことも踏まえたというか、予測した改定になっておりましたでしょうか。それとも、それは加味しない改定になっておるのでしょうか。1点だけお知らせいただきたいと思います。

上水道課長（藤代旨弘君） 一応、政府のほうでは、来年度に10%になるというふうなことも話出ておりますので、一応それも加味して、このような表記にさせていただいております。

委員（三輪順治君） きょうも、単位の問題でご質問させていただきましたが、庶民の感覚、市民の感覚からすれば、増税はやむを得ないという思いは多くの方がお持ちになつておると思いますが、余りにもぎすぎすに、きちっと100分の1まで単位を決めてしまうというのは、いささかこれ人情的に見ても少しやり過ぎかなと。仕入れのほうは当然上がるわけで

すから、上げざるを得ないという理由はわかるんですが、今大滝委員のご質問に対して、次のステップを見越した改定であるとのことではありますけれども、せめて小数点第1位でとめておくというようなご配慮というものはいただけないのでしょうか。これは、こうしろという意味ではなくて、お考えをお聞かせ願いたいと思うんです。

上水道課長（藤代旨弘君） 今、委員さんの、小数点1でとめるというふうなことはどうだろうかというご質問でございましたけれども、単位の一桁が0円もしくは5円の場合でございましたら、8%を掛けますと、ちょうど0.幾らと、要するに何十銭という端数で、一桁未満の単位が一桁で済むようになっております。ところが、これ以外の金額を乗じた場合には、どうしても円未満の端数が二桁出るという形になります。この額を例えば次の10%となった場合に、逆に割り戻しまして単価を出しますと、今の単価を割り込んでしまうという形になりますので、我々も一応正数どめにできればと思ったんではございますが、それもちょっと難しいということで、出る数字をそのままお出しして、皆様にお願ひするという形にしております。

委員（三輪順治君） 事務处理的にはよくわかるんです。私が言ようのは、そういう計算の結果、二桁が小数点以下がずっと続いた場合においても、本条例では、端数が生じた場合はこれを切り捨てると、こうなっておりますから、端数は問題とならないわけですね、本式に料金いただく場合は。ただ、単価設定で、余りにもそういった世情というものも幾らか考慮して、ただの100分の1円でも配慮したということが市民に伝われば、経営努力はもちろん当然のこととして、私は市民がわかっていただけると、こういうように思っておるんで、これは別にこうせえという意味じゃないんですが、考え方としてはわかったんですけども、できれば、そういうふうな姿勢で、市民に対する徴収の方途につきましては、入りを量ることはもちろんでありますけれども、そこらあたりの微妙な徴収のほうもよろしくお願ひしたいと。これは、要望にかえさせていただきます。よろしくお願ひします。

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第74号 井原市工業用水道条例の一部を改正する条例について〉

委員（三輪順治君） 工業用水道も3%アップするという改定案でございます。24年度の工業用水道の決算状況も見させていただきました。そして、経営努力の跡も見させていただきました。増額の影響も70万円弱ということで、きのうもお聞きしました。これは、私もやむを得ない引き上げだろうと思いますが、せめて経済活動をする上で、工業用水道をお

使いになっている企業は限りがありますから、据え置くというような選択肢も当然あったと思うんですが、そういうふうな議論の経過についてご説明いただけませんか。

上水道課長（藤代旨弘君） 一応消費税が5%から8%にということで、政府から示されたことをございますので、当然上水、簡水、工業水道、全て3%上乗せするというので、条例のほう改正いたしました。

企業者につきましての経営活動についての考慮ということにつきましては、水道のほうで協議はいたしておりません。

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第75号井原市公共下水道条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第78号 井原市星の郷観光センターの指定管理者の指定について〉

委員（三輪順治君） 本会議でも質問いたしました。ちょっと小さくなりますけれども、お話を聞かせていただきたいと思います。

まず、指定管理者の指定施設の選定に当たっては、公募をされたということでございます。井原市における指定管理者に関する条例では、第2条の2項に、指定管理者になるべきものを公募せずに指定することができる、こうなっていますが、あえて公募した理由について本会議で質問をしたところ、公募をした理由は、私の記憶の限りでは、なかったと思うんですが、この際公募された理由、第2条の2項を生かせば、指定して、この指定管理者を決めることができるとなっているにもかかわらず公募した理由についてお聞かせ願います。

美星支所長（金高常泰君） 本会議でも回答したかと思えますけれども、広く一般に募集をすることによって指定管理者を選定するというので、公募をしております。

委員（三輪順治君） 趣旨はそれで結構だと思います。自治省のいわゆる指定管理にかかわるガイドラインといいますか、通知においても、できるだけ公募することが望ましいというふうには書いてあります。ただし、指定しても構いませんよという注釈もあるわけです。ですけども、井原市の場合は、これは公募する選択を選んで公募をされた。しかし結果的に

は、応募が1社しかなかったと、こういうことをございます。そして、選定委員会をして、そしてこの業者に決めたということをございますが、もう一度お尋ねいたしますが、この業者の選定理由、評価といいますか、過去5年間にわたる実績並びに評価等について、選定委員会の結果と合わせて、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

美星支所長（金高常泰君） 指定管理者の選定に当たった理由といいますか、内容につきましては、青空市の隣接する星の郷観光センターという施設でございますので、相乗効果ということもありますし、管理運営上の一体的、効率的な運営ができるという利点がございます。そうしたこと、それから青空市という大きなPR効果を持っておりますので、そういったことでの集客が図れるということで指定をしております。

それとあわせて、実績として、星の郷観光センターの集客数、観光客数が、指定管理してから増加の傾向にあるということで、過去の実績も十分であるということでの選定でございます。

委員（三輪順治君） よくわかりました。であるならば、公募することなく、合理的な理由といいますか、市民に対しても、あるいは他の業者に対しても説明がつくことであれば、私は、2条の2項の適用も選択肢には入れられたらよかったのではないかなというふうに思います。

最後でございますが、最後の質問ですが、この株式会社による指定管理によって当然利益を得るわけですから、ASUWAのような、例えばいわゆる利益に対して、もうけに対して幾らか市のほうにバックするというような仕組みは、この星の郷の観光センターについてはないのでしょうか、あるのでしょうか。あれば、そのもうけ分の幾らの割合でしょうか。

美星支所長（金高常泰君） 管理協定上は、収益施設がございまして、その利用料の収入がございます。その収入によりますけれども、各収益施設が採算ベースを達成して、経常利益がある場合に、一定額を超えた場合には成果配分ということで請求することができるという協定にはなっておりますけれども、現実問題として、過去5年間においては収益が上がってないということでの成果配分は入っておりません。

委員（三輪順治君） そうしますと、私は、指定管理者が指定を受けられた後は、どんどんもうけていただいてもいいと思うんです、もうけるというのはおかしいんですけど。市民サービスの向上を基本に、経済性発揮してより密度の濃いサービスをすることによって、結果として、その指定管理者が売り上げを伸ばしていくというのは大変結構なことだと思います。ところが、今の話ですと、この5年間の成果配分がないということであれば、確認するんですが、赤字を出し出しおやりになると、指定管理料が足りないということですか。

美星支所長（金高常泰君） 実績報告によりますと、若干ですが赤字の状況でございまして、多少の利益が出ている年もございます。

委員（三輪順治君） 終わります。

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（簗戸利昭君） 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

委員長（簗戸利昭君） ご異議なしと認め、そのように了承を得ておきます。

〈その他〉

〈なし〉

委員長（簗戸利昭君） 閉会に当たり、執行部で何かございましたらお願いをいたします。

副市長（三宅生一君） 終わりに当たりまして、一言お礼を申し上げたいというふうに思っています。

委員の皆様方には、終始熱心にご議論いただきました。なおかつ、適切なご決定を賜りましたこと厚くお礼申し上げたいというふうに思います。通じていただきましたご意見、ご提言等につきましては、今後の市政に反映していきたいというふうに思います。本日はどうもありがとうございました。

〈議長あいさつ〉

委員長（簗戸利昭君） 以上で建設水道委員会を閉会いたします。